

令和4年 第9回湯沢町教育委員会定例会会議録

1 日時場所 令和4年9月28日(水) 午前9時30分より
湯沢学園 2階 会議室

2 出席者

委員：島村文男教育長、南雲敬一委員、上村麻美委員、高橋延次委員、富沢清美委員
説明員：古川子育て教育部長、南雲認定こども園長、岡村管理指導主事

3 開 会

午前9時30分

4 議事録署名委員、日程の承認

令和4年第9回教育委員会の議事録署名委員を富沢清美委員、島村文男教育長とする。
議案及び報告連絡事項の一部を非公開事項とすること、日程及び議事順序を承認した。

5 議案審査

(1) 議案

第1号 湯沢町一時預かり事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

(教育長) それでは、議案第1号湯沢町一時預かり事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について、説明をお願いします。

(子育て支援課長) それでは、お手元の資料に基づいて説明させていただきます。

今回、児童クラブ、子育て支援センターの新しい建物の新築に当たりまして、幾つか要綱、規則、そういった条例等の改正が必要になりますので、今回の教育委員会会議に提案させていただきたいと思っております。まず、資料をご覧ください。教育委員会議案第1号湯沢町一時預かり事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定についてということになります。

2枚目に改正文を載せてあります。2条の部分、それから第5条を7名を限度として云々というところを「10名を限度とする」という形になります。それから、9条の第3項から第5項までを削るという改め文になります。

3ページをご覧ください。こちらに制定の要旨について簡単に書いてございます。読み上げて、ちょっと説明させていただきます。湯沢認定こども園において定員を上回り、かつ国の面積要件にも抵触する場合の入園保留者が出た場合、緊急避難的に湯沢町総合子育て支援センターの一時預かり事業で週5日受け入れる体制としてきましたが、現在進めております児童クラブ、子育て支援センター施設の新築による認定こども園の改修によりまして、ゼロ歳児、1歳児の定員が増え、定員を超える事態でも面積要件にはかなりの余裕が出るということから、入園保留者に関する項目を削除すべく改正するものであります。また、新施設の建築によりまして一時預かりの面積が増えることから、子育て支援センターの受入れ定員を現在の7名から10名に増員するというものでございます。

なお、運営については来年度からとなりますので、施行日を令和5年4月1日といたしました。

続いて、1枚はぐってもらって、A4横になります。要綱の新旧対照表になります。右手が旧、現

在の要綱になりまして、左手が新というところです。下線が引いてある部分が改正の部分となりまして、まず第2条の2項の第2号「就労型 週に3回を限度とする」までは一緒ですが、ただし書以降の部分、その部分、入園保留者について一度改正をして付け足した部分でございますが、今回削除するというもの。それから、第5条、定員について、現在は「7名を限度とし、その内入園保留者の定員は、3名とする」ということでしておりましたが、新しい要綱では「10名を限度とする」という形に改正します。

それから、費用負担の關係の第9条ですが、入園保留者の費用負担は入園した者と同等のというところの水準をいただくというような形の要綱でございましたが、それについて全部削除するという改正の要綱になります。

説明については以上です。

(教育長) ただいまの説明につきまして質問や意見がありましたらお出しただければと思います。

(委員) 2条の1項(2)のいわゆる旧のほうだと3日を限度とする、それ以降は全部削除になるのですけれども、前は週5日を限度とするという文言が残っていたのですけれども、これはどういう扱いなのでしょう。

(子育て支援課長) これ入園保留者ですので、本当は入園をさせたい方なのです。通常の就労型という、一時預かりですので、週5日は受けないのです。一時なので、通常は自宅で保育をしていただいて、週に何回かのパートとかのときに預かるという体制だったので、週3回を限度ということでやっておりました。入園保留者が出たことによりまして、去年、一昨年でしょうか、2名出たのですけれども、その方がどうしてもフルタイムで働かなければならないということがあったので、ここを改正して、週5日という形にさせてもらったのです。今度当然こども園の入園の定員が増えまして、ほぼ入園保留者というのは出ない。もし定員がオーバーしても、面積要件で人数に余裕が出ますので、それで入園保留者に関する要綱を削除したと、元に戻したという形になります。

(委員) 入園保留者というか、いわゆる入れなかった人が今までいたわけだね。それに対して、これを見ると週5日まで限度とするということになると、週5日間だけ預かってくれるという意味なのですか、前のほうは。

(子育て支援課長) そうです。もうだから保育園と同じような預かりをしていたという形です。保育園で預かることができない代わりに一時預かりのほうで同じように預かっていたと。

(委員) いわゆる枠外にはみ出した人をこのような扱いにしたのを今度は元に戻したというか、いわゆる今までの保育園と同じような扱いにされるということ。それはいわゆる許可指定が増えたからという話だよ。

(子育て支援課長) そうです。定員が増えたので、入園保留者というものは、まずかつかつになっているのはいないだろうと。

(委員) いないということね。分かりました。

(教育長) 教育長ですが、補足いたしますと、5日を限度とするというのは、平日のみは入園並みにお預かりしますと。ただ、土日の休日保育扱いまではお預かりできませんということで週5日を限度とするということにしていたわけですけれども、今度は保留者が出ないので、そういう規定を設けておく必要がなくなるということで削除するということになります。

ほかに何かございませんでしょうか。

(発言する者なし)

(教育長) それでは、採決に進ませていただきます。

議案第1号湯沢町一時預かり事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について、賛成される方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

(教育長) ありがとうございました。挙手全員で議案第1号は承認となりました。

第2号 湯沢町認定こども園設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

(教育長) 続きまして、議案第2号湯沢町認定こども園設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、説明をお願いします。

(子育て支援課長) それでは、教育委員会議案第2号湯沢町認定こども園設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について説明をさせていただきます。

これも先ほどと同じ新しい施設の建築に伴う改正になります。1枚めくっていただいて、改め文になります。今回第2条で定員を定めておりますが、240名というものを15名増員しまして、255名に改めるというものでございます。

1枚めくっていただいて、制定の要旨について読み上げさせていただきます。現在進めております児童クラブ、子育て支援センター施設の新築に伴い、今まで子育て支援センターが使用していたスペースをこども園の保育室にすることでゼロ歳児と1歳児の保育室が拡張されることから、ゼロ歳児を10名から20名に、1歳児を25名から30名にそれぞれ定員を増加し、全体では140名から15名増加し、255名の定員とすべく改正するものであります。運用については先ほどと同様に来年度からとなりますので、施行日は令和5年4月1日といたしました。

また1枚めくっていただくと、先ほどと同じように新旧対照表になります。第2条で定員を定めておりますが、その部分、右側の「240名」というところを「255名」と改正するものでございます。

その次に出ているのは改正後の規則全文になりますので、参考につけております。

説明は以上です。

(教育長) ただいまの説明につきまして質問や意見がありましたらお出しただければと思います。

(委員) 全体が15名しか増えないというか、逆に言うとあれだけの建物を造って定員が15名しか増えないのはちょっと。ただ、それだけ需要がないから増やさなかったのか、今までの面積からすると相当な面積が増えるわけだったのですけれども、その辺いかがでしょうか。

(子育て支援課長) 新しい建物で増えるというよりは、新しい建物に子育て支援センターが移転するので、今の子育て支援センターの一時預かりと保育室の部分がゼロ歳児の保育室になります。なので、その部分が増えると。

(委員) こっちの建物そのもののスペースが空くので。

(子育て支援課長) そうです。子育て支援課が使っている子育て広場と一時預かりの部分を改修するので、今のゼロ歳、1歳児のところをまとめて1歳児になります。で、一時保育と子育て広場の部分が合わせてゼロ歳児の保育室とほふく室になるので、その分増えたという形です。面積要件からすると、特にゼロ歳児はもっと増やしてもいいのですけれども、現在のこども園に来ているのがゼロ歳児は大体15名前後ぐらいなのです。これをいわずらに増やしても、今度保育士の配置の事情がありますので、そういうものを勘案して定員についてはゼロ歳児を10名、それから1歳児を5名増やしたという形になります。

(委員) 建物ばかりではなくて、やっぱり保育士さんの関係もありますので、分かりました。

(教育長) 補足いたしますと、新しくできた建物のところをこども園の保育室にするのであれば本当に面積的にはすごくたくさん定員を増やすことができるわけですがけれども、それはまたそれでそのこども園の運営管理上、近くではあるのですがけれども、つながっていない別のところに保育室を置く形になりますので、それはまたそれでこども園の運営管理上様々な課題が出てくるものですから、子育て支援センターとそれから学童を移動することで今あるスペースに保育スペースを拡張することで今説明したような定員の増を図るということになります。

ほかに不明の点等ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

(教育長) それでは、採決に進ませていただきます。

議案第2号湯沢町認定こども園設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、賛成される方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

(教育長) ありがとうございます。挙手全員で議案第2号は承認となりました。

第3号 湯沢町放課後児童クラブ設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

(教育長) 続きまして、議案第3号湯沢町放課後児童クラブ設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、説明をお願いします。

(子育て支援課長) それでは、議案第3号湯沢町放課後児童クラブ設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について説明させていただきます。

資料を1ページめくっていただいて、改め文になります。今回は先ほどと同じように新しい施設の建築に伴う改正になりますが、第2条で定員を定めております。その中で「おおむね40人」というものを「おおむね80人」に改めるというものでございます。

また1ページめくっていただくと、制定の要旨がありますので、読み上げて説明させていただきます。現在進めております児童クラブ、子育て支援センター施設の新設に伴い、放課後児童クラブが1支援から2支援となります。1支援当たり概ね40人以下とする国の要綱に基づいて、第2条の利用定員等を概ね40人から概ね80人とすべく改正するものであります。今は1部屋で40人という定員です。増えた場合、駐車場側のホールを一時的に拡張して使っているという状況になります。今度新しい建物ができると2階部分が学童クラブのスペースになります。2部屋計画しておりますので、国の基準でいうと1支援当たり大体40名ということなので、概ね80名の定員という形で拡充するものでございます。

まためくっていただいて、新旧対照表です。利用定員等となっている第2条の定員について「おおむね40人」というところを「おおむね80人」という形になります。概ねというのは一時80人になっても、若干数が増えてもそれは許容するという形での概ねという表記でございます。

それをめくった後に改正後の全文が載っておりますので、参考にしていただきたいと思います。

説明は以上です。

(教育長) ただいまの説明に質問や意見がありましたらお出しいただければと思います。

(委員) 各施設もろもろいろいろ人員的に収容の人数が増えますが、今の現時点で保育士さんやそう

いった職員の補助についておおよそのめどとか、今の現状で分かっていることを教えてください。今後現場の声を吸い上げて、もちろん人数も構成するでしょうけれども、その辺の度合いを教えてくださいませんか。

(子育て支援課長) 今放課後児童クラブについては、湯沢町社協さんに指定管理という形で委託をしております。現在は社協の正職員が2名支援員という形で勤めていて、プラス、ボランティアさんの支援員補助という形の方が今6名ほどいらっしゃると思います。この方たちがローテーションで回っているという状況です。今度新しい施設で2部屋になって、増員にもなるということなので、町からは社協さんに正職として3名の支援員を最低でも確保してくださいということで、プラス1名お願いしています。11月に児童クラブの募集が始まるのですが、その中の状況で今もしかすると通常は1部屋1支援分で、長期休みとかに2支援を使うというふうな形になるのかなと思います。部屋は両方使うというのはあるのでしょうかけれども、38名とかでいえば表記的には1支援分という形で2名入れればよいという状況になっていますので、社協さんのほうには1名の増員をお願いして、それについての財政の負担も町と財政当局のほうで話は済んでおりまして、合意はしております。そういう状況です。

(委員) ありがとうございます。

(委員) 今現在の利用者数ってどの程度、平日に。

(子育て支援課長) 平日については多分25名前後ぐらいかと思います。習い事とかで、毎日来るというお子さんもいたりいなかったりなので、それらで平均すると通常の部分は25名ぐらいかなと。長期休みだと40名近くになると思います。

(教育長) 保育士のほうについて若干説明いたしますと、まだ現時点で来年度の採用見込み数をちょっとお伝えすることができないわけなのですけれども、そのことも考えた採用をするということでこの前採用選考2次試験を終えて、結果も出ている状況であります。こども園の入園者については、この後来年度の園児の募集をかけて、それで保育士を増やす必要があるほど入園希望数が出てくるかどうかというのは今後のことになるのですけれども、それにしましてもそれらの今後の状況を踏まえて採用数を検討して、進めてきているところでございます。

ほかにございませんでしょうか。

(発言する者なし)

(教育長) それでは、採決に進ませていただきます。

議案第3号湯沢町放課後児童クラブ設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、賛成される方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

(教育長) ありがとうございます。挙手全員で議案第3号は承認となりました。

続いて、議案第4号、非公開事項ですが、傍聴者いませんので、続けます。

(議案第4号は「非公開」のため録音なし)

議案第4号 令和4年度準要保護児童生徒の就学援助の承認について
挙手全員で議案第4号は承認

(2) 協議事項

協議第1号 湯沢町放課後児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について

協議第2号 湯沢町総合子育て支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

(教育長) 次に、協議事項に進みます。

協議第1号湯沢町放課後児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について、説明をお願いします。

(子育て支援課長) それでは、協議第1号湯沢町放課後児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これも建物の新築に伴うものです。改正の趣旨としまして、このたび児童クラブ、子育て支援センターの新築に伴い、湯沢児童クラブの位置について改正するものでございます。

内容については、申請の位置を今の大字神立1580番地から大字神立1577番地1へと改正するものでございます。

ページをおめくりください。下のほうに先ほどと同じように改め文があります。第2条に書かれております位置について「大字神立1580番地」を「大字神立1577番地1」に改めるというものでございます。

もう1ページめくりますと、新旧対照表があります。この図で右の旧、現在の位置です。「大字神立1580番地」から左側、新用例で「大字神立1577番地1」という形で改正をいたします。

その次についているのは改正後の条例全文になります。この条例は、教育委員会の条例ではなくて、町の条例になりますので、今後議会に上程するという形になります。直近であれば12月議会になりますが、そこで上程して、議会の承認を得るという手続になります。

説明は以上です。

(教育長) 子育て支援課長、続いて2番も一緒に説明してもらえますか。

(子育て支援課長) 分かりました。続きまして、協議第2号湯沢町総合子育て支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定でございます。

最初のページの説明は同じように書いてございます。児童クラブ、子育て支援センターの新築に伴い、湯沢町総合子育て支援センターの位置について改正するものです。

改正内容としては先ほどと同じように設置位置、大字神立1580番地から大字神立1577番地1へと改正するものです。

1ページめくったところの改め文ですが、これも同様に2条に書かれております名称を変更いたします。

1ページめくって、新旧対照表も先ほどと同じようになっています。第2条でセンターの位置を改正するものです。

最後のページに条例の改正後の条例がついてございます。これも条例でございますので、湯沢町の議会の承認を得てからの施行という形になりまして、12月の議会を予定しております。

説明は以上です。

(教育長) ただいま説明のありました協議第1号、第2号につきまして、不明な点等ありましたらお出しただければと思います。

(発言する者なし)

(教育長) 番地の変更だけでありますので、よろしいでしょうか。
それでは、次の報告連絡事項に進ませていただきます。

7 報告連絡事項

(子育て教育部長) 資料に基づき説明。

- ① 9月議会について
- ② 休日の運動部活動の地域移行について
- ③ 児童クラブ・子育て支援センター新施設建設工事の進捗状況について
- ④ 湯沢町歴史民俗資料館「雪国館」の改修工事について
- ⑤ 各課係より報告(なし)

8 その他

- ① R4. 11月委員会会議開催予定日について

(教育長) 第11回湯沢町教育委員会会議は、11月28日(月)を開催予定日とする。

- ② その他
特になし。

9 閉会

(教育長) 以上をもって、第9回湯沢町教育委員会会議を閉会します。

午前11時04分閉会

以上の会議録が相違ないことを確認してここに署名する。

令和4年10月27日

湯沢町教育委員会教育長

島村 文男

署 名 委 員

富沢 清美